

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 (令和3年11月分)

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年11月9日
(2)事業者の氏名又は名称	太田 耕一
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区 (営業所) 東京都足立区
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(44日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第13条
(6)違反行為の概要	令和3年6月30日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 5 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年11月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年11月16日
(2)事業者の氏名又は名称	新美商事株式会社(法人番号3010001173691) 代表者 周 位新
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都墨田区堤通2丁目8番1号 東進ビル2F (本社営業所) 東京都墨田区堤通2丁目8番1号 東進ビル2F
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年11月28日及び同年12月26日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について
 〈令和3年11月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和3年11月24日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社F. R. C(法人番号6060001025191) 代表者 廣瀬 正
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県小山市東城南2-11-8 (成田営業所) 千葉県香取市織幡1115-46
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(465日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年11月22日及び同年12月2日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法第20条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)初任運転者・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 47 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 47 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)